高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループの設置について 新旧対照表

 改 正 案
 現 行

## 2 構成及び運営

- (1) WG は、委員長の指名する<u>委員及び</u>専門委員 (別紙)により構成する。
- (2) **WG** に座長を置き、<u>委員長の指名する委員</u> をもってこれに充てる。
- (3) 略
- (4) 座長に事故があるときは、<u>WGの構成員</u>の うちから座長があらかじめ指名する者が、そ の職務を代理する。
- (5) 座長が必要と認めた場合には、<u>WG の構成</u> <u>員</u>以外の有識者の参加を求めることができ る。

## 2 構成及び運営

- (1) WG は、委員長の指名する専門委員(別紙) により構成する。
- (2) WG に座長を置き、WG に属する専門委員の互選により選任する。
- (3) 略
- (4) 座長に事故があるときは、WGに属する 専門委員のうちから座長があらかじめ指名 する者が、その職務を代理する。
- (5) 座長が必要と認めた場合には、<u>WG に属する専門委員</u>以外の有識者の参加を求めることができる。